

# V. 密輸防止に向けた税関の取り組み

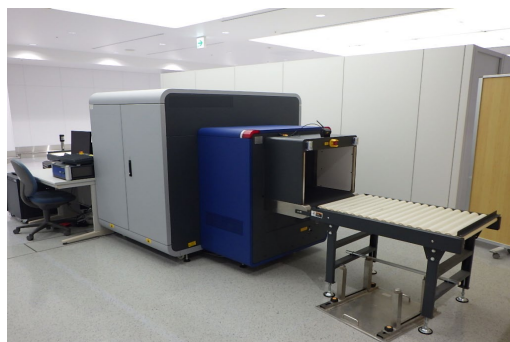
## 1. 取締・検査機器、先端技術の有効活用

### (1) X線検査装置

輸出入される商業貨物、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の検査に際して、これらを開梱等することなく、より速く、よりの確な検査の実施を可能とするため、各種のX線検査装置を配備し、覚醒剤・大麻等の不正薬物や銃砲等の密輸摘発に活用しています。

このうち、大型X線検査装置については、コンテナで輸出入される貨物やコンテナ自体を利用した密輸事犯が発生している状況を踏まえ、コンテナ等の大型貨物の検査を可能とするため、2001年に横浜港への導入以降、全国16カ所（13港）に配備しています。これまでコンテナ貨物の全量取出検査については、コンテナ1本あたり約2時間程度を要していましたが、この装置の導入により、約10分程度で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮されました。

近年では、コンピュータによる断層撮影を行い貨物の内部構造を3次元X線CT画像で把握することができるX線CT検査装置を導入し活用しています。また、巧妙化する不正薬物等の密輸手口に対応するため、X線CT検査装置から得られる情報とAI等の先端技術を用いて、不正薬物の自動検知に向けた調査・研究を進めています。



## (2) AI によるX線検査画像審査支援

AI は、画像、テキスト等のデータを大量かつ高速で処理、分析することが可能で、業務の高度化・効率化等を図ることが期待されます。税関では、国際郵便物の検査について、X線検査画像から内容物の識別を行うAIを開発し、活用しています

## (3) 監視艇

海港等における密輸及び漁船等を利用した洋上取引を取り締まるため、拠点となる税関官署に監視艇を配備し、広範囲にわたる監視取締りを実施しています。



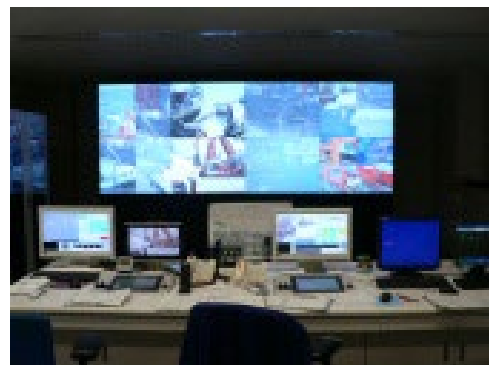
## (4) 麻薬探知犬



1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことに始まり、現在は、全国の税関に約130頭を配備しています。主に、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の輸出入検査等に活用されており、これまで、多く的大麻・覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。また、2002年には爆発物も探知する爆発物麻薬探知犬を導入しました。

## (5) 埠頭監視カメラシステム

1996年3月以降、夜間でも監視可能な高感度監視カメラシステムの設置を全国の主要港等に配備し、船舶等に対する取締りの強化に努めています。



## (6) 門型金属探知機

金地金の密輸に対して2017年に導入し、現在では全国税関空港や各海港に配備しています。これにより、従来の携帯型金属探知機と比べ、より多くの旅客を対象に、流れを止めずに迅速な通関を図りつつ、これまで以上に厳格な取締りが可能となりました。



## (7) 不正薬物・爆発物探知装置

輸出入される商業貨物、出入国旅客等の携帯品及び国際郵便物等の表面を拭き取り、採取した検体をイオン化し、質量を分析することで、隠匿された覚醒剤等の不正薬物及び爆発物を探知することが可能な装置であり、これまで多くの覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献しています。当該機器は、検査対象貨物を破壊することなく、短時間で、隠匿された不正薬物及び爆発物を探知することが可能であることから、迅速且つ厳格な検査が可能となりました。



## (8) 税関検査場電子申告ゲート



税関検査場電子申告ゲートは、2023年4月現在、成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港で運用しています。「Visit Japan Web」で作成した2次元コードとIC旅券（パスポート）を電子申告端末に読み取らせ、案内に従って手続きを進めることにより「携帯品・別送品申告書」の提出手続きが完了します。また、端末で手続きをする間に顔写真を撮影して、旅券（パスポート）のICチップに搭載された顔画像と照合して本人確認を行います。電子申告端末での手続きを完了させ、電子申告ゲートに進むと歩きながら、再度、顔写真を撮影し顔認証が行われるため、スムーズに通過することができます。



(Visit Japan Web へのログインはこちらから！)



## (9) スマートグラス

スマートグラスを活用し、遠隔の担当者同士がリアルタイムに情報共有等することで、より効率的かつ効果的な審査・検査を実施する体制の構築を図っています。例えば、貨物の検査担当職員が、遠隔の審査担当職員や専門知識・経験が豊富な職員と連携して検査業務を実施しています。



## (10) デジタルフォレンジックの活用

デジタルフォレンジックとは、犯罪立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続きのことを指します。犯罪において悪用された通信機器等のデジタルデータから収集した情報が、事件解明のための重要な客観的証拠となることがあります。社会経済のICT化の進展に伴い、今後、その重要性は益々高くなるものと考えられます。



## 2. 情報を活用した取締り

### (1) 情報システムの活用

輸出入通関実績、船舶入出港実績等の情報を整理、蓄積することが可能な通関情報総合判定システム（CIS : Customs Intelligence database System）等を全国の税関官署に配備して情報の分析・加工・管理体制を整備・強化し、水際における重点的かつ効果的な取締りを実施しています。

### (2) 事前情報の活用

効果的・効率的な取締りを図る観点から、税関では、乗客予約記録（航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報）等の事前情報を積極的に活用した水際取締りを実施しています。

### (3) 体制の整備

各税関に密輸情報を担当する情報管理室（官）をそれぞれ設置するとともに、全国規模で情報の収集・分析を行う情報センターを設置し、警察や海上保安庁等の関係機関や外国税関当局等からの密輸関連情報を一元的・総合的に管理・分析するなど、情報収集・分析の強化に努めています。

また、密輸形態の組織化、広域化に対応するため、犯則調査センター室、監視取締センター室を設置し、3つのセンターの連携により、税関の管轄を跨ぐ事案等について、効率的かつ効果的な取締りを実施しています。

### (4) 業界団体からの情報収集の強化

税関では、各種業界団体等との間で、密輸やテロ未然防止のための協力強化を目的とした「密輸防止に関する覚書」（MOU）等を締結しています。

財務省関税局とMOU等を締結した団体 - 計 11 団体

日本船主協会、定期航空協会、航空貨物運送協会、日本通関業連合会、  
外国船舶協会、大日本水産会、日本外航客船協会、全日本ホテル連盟、  
日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、  
全国漁業協同組合連合会

### (5) 一般国民からの情報収集の強化

全国共通の密輸ダイヤル（フリーダイヤル：24 時間受付）を設置し、情報提供を求めるリーフレット等を配布するとともに、ポスター、税関ホームページ及びSNS（ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ）等を活用し、税関における水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図っています。

【リーフレット】



【ポスター】

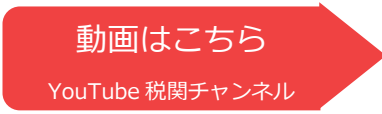


※ このほか、港湾・漁協向け、物流・倉庫業者向け、宿泊業者向けのリーフレットをそれぞれ制作・配布。

【税関チャンネル YouTube】



【鉄拳×税関】守る 引き継ぐ 私たちの暮らし



【税関ツイッター】





@Custom\_kun

【税関フェイスブック】



@Japan.Customs

<p>密輸ダイヤル (24時間受付：フリーダイヤル)</p> <p>シロイ クロイ <b>0120-461-961</b></p> <p>(密輸に関する情報は、財務省税関まで)</p>	<p>税関ホームページ <a href="https://www.customs.go.jp/">https://www.customs.go.jp/</a></p> <p>密輸情報提供ページ <a href="https://www.customs.go.jp/quest/index.htm">https://www.customs.go.jp/quest/index.htm</a></p>  
--	--

### 3. 関係機関との連携強化

#### (1) 関係機関との連携による取締り

水際における効果的な取締りを実施するため、税関、警察、海上保安庁等の関係機関がそれぞれ有する情報、機器、権限及び経験等を活かしつつ、緊密な連携の下、全国各地で合同訓練や合同取締りを積極的に実施しています。



#### (2) 「密輸出入取締対策会議」等の開催

密輸取締関係省庁の協力体制の緊密化を図り、社会悪事犯の水際検挙に向けた情報交換を行うため、財務省関税局の主催による「密輸出入取締対策会議」を開催し、中央レベルでの情報交換を推進するとともに、地区レベルにおいても各税関の主催で「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、関係機関との情報交換を行っています。



## 4. 国際的な情報交換等の推進

### (1) 外国税関当局等との情報交換の推進

我が国税関における外国税関当局等との情報交換の一元的な窓口として、情報センター内に国際情報センター室を設置しています。また、諸外国との間で薬物等の密輸に関する情報交換の規定を含む税関相互支援協定等を締結するなどの取組を進めています（「税関相互支援協定等の現状」参照）。

また、税関分野における国際機関である世界税関機構（WCO：World Customs Organization）及びアジア・大洋州RILOを中心とする国際的な情報交換ネットワーク等を活用して、外国税関当局等と密輸関連情報の交換を行っています。

（参考）RILO（WCOの地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）

WCOのRILOは、地域内の各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換や同域内における密輸傾向の情報分析の強化等を目的としたWCOによる地域プロジェクトの拠点です。我が国が参加しているアジア・大洋州RILOは、昭和62年12月に世界初のRILOとして発足し、平成11年1月から5年間は我が国（東京税関内）に事務所を設置する等、財務省・税関として積極的に参加・貢献してきました。平成24年1月からは、韓国に事務所が設置されており、参加国・地域から報告される不正薬物等の摘発事例を基に地域内の密輸動向を分析し、その成果を参加国等に配布するとともに、参加税関間の情報交換の仲介を行っています。令和6年1月からは、我が国に事務所が設置される予定であり、関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）として、情報収集ネットワークの強化が期待されます。

### (2) 税関相互支援協定等による情報交換

不正薬物や銃砲等の仕出地又は中継地となっている国との情報交換を円滑に行うため、税関相互支援協定等の新たな締結に向けた取組みを積極的に進めています。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めています。

（参考）税関相互支援協定

税関相互支援協定は、税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続きの簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束です。

### (3) 職員の海外派遣による密輸情報収集の充実

我が国に密輸入される不正薬物等の仕出地となる可能性の高い国・地域等に税関職員を派遣し、不正薬物等の密輸情報の収集に努めるとともに、外国税関当局等との相互協力関係の構築を図っています。また、我が国と同様に、不正薬物等の密輸対策に取り組む国・地域に情報分析担当の職員を派遣し、密輸仕出地等についての情報分析に関する意見交換を行っています。



#### (4) 国際会議への参加

WCOにおける監視委員会やアジア・大洋州 RILOコンタクト・ポイント会合、国連における麻薬委員会などの国際会議（オンラインを含む）に積極的に参加し、不正薬物等の監視取締りに関する意見交換や情報交換等を活発に行っています。



#### 税関相互支援協定等の現状（2023年2月現在）

<p>発効済 又は 署名済 (39か国・ 地域※注1)</p>	<p>&lt;税関相互支援協定&gt;            米国(1997.6)、韓国(2004.12)、中国(2006.4)、EU(2008.2)、ロシア(2009.5)、オランダ(2010.3)、イタリア(2012.4)、南アフリカ(2012.7)、ドイツ(2014.12)、スペイン(2015.5)、<u>ノルウェー(2016.9)、メキシコ(2018.7)、ウズベキスタン(2019.12)、イギリス(2021.1)、イラン(2021.8署名)、ブラジル(2021.9)、ウルグアイ(2021.10)、モルドバ(2022.6)</u></p> <p>&lt;経済連携協定関連&gt;(注2)            シンガポール(2002.11)、マレーシア(2006.7)、タイ(2007.11)、インドネシア(2008.7)、ブルネイ(2008.7)、フィリピン(2008.12)、スイス(2009.9)、ベトナム(2009.10)、インド(2011.8)、ペルー(2012.3)、<u>オーストラリア(2015.1)</u>、<u>モンゴル(2016.6)</u>、TPP11(※)(2018.3署名)、            (※注4) TPP11(CPTPP)参加国：<u>メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、チリ、マレーシア、ブルネイ</u></p> <p>&lt;税関当局間取決め&gt;  <u>オーストラリア(2003.6、2017.7改定)、ニュージーランド(2004.4、2014.6改定)、カナダ(2005.6)、香港(2008.1)、マカオ(2008.9)、フランス(2012.6)、イギリス(2013.6)、ベルギー(2017.7)、オーストリア(2019.5)</u></p> <p>&lt;その他&gt;            台湾(2017.11) ※注5</p>
---	---

(注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上（例：オーストラリアとは経済連携協定、TPP及び税関当局間取決めを作成）

(注2) 経済連携協定は税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注3) 下線は、外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

(注4) TPP11(CPTPP)については、2018年3月に11か国で署名。点線は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了し、協定の効力が生じている国。

(注5) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

#### (5) 水際取締能力向上に向けた技術協力

開発途上国の税関当局における不正薬物等の情報収集・情報分析能力の強化など水際取締能力の向上を図ることにより我が国の安心安全な社会を実現するため、我が国の専門知識・技術を伝授する技術協力を積極的に実施しています。